

## 千早赤阪村総合計画審議会の会議の公開に関する要領

## 第1 目的

この要領は、千早赤阪村総合計画審議会条例（昭和52年千早赤阪村条例第7号。）第8条の規定に基づき、千早赤阪村総合計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 会議の公開基準

- (1) 会議は、原則として公開するものとする。ただし、審議会の会長（以下「会長」という。）が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで、公開しないことができる。
- (2) 審議会は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

## 第3 公開の方法

- (1) 審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会は、会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の秩序維持に努めるものとする。

## 第4 会議開催の周知

会長は、会議を開催するにあたっては、次に掲げる事項を村ホームページ等を活用し、別記様式により村民への周知を図るものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) その他必要な事項

## 第5 会議録の作成

- (1) 庶務担当は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。
- (2) 会議録は、当該会議における発言内容、審議経過等を村民が理解しやすいよう要約し、わかりやすい形式とするよう努めるものとする。

## 第6 会議録の公開

審議会は、村ホームページ及びその他の方法により会議録の公開に努めるものとする。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

## 千早赤阪村総合計画審議会傍聴要領

### 第1 目的

この要領は、千早赤阪村総合計画審議会条例（昭和52年千早赤阪村条例第7号）第8条の規定に基づき、千早赤阪村総合計画審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

### 第2 傍聴の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の会場の入口において、会議の開催時刻の30分前から先着順に行う。傍聴の希望者は傍聴希望者受付簿（別記様式）に氏名・住所等を記入し、会長の許可を受ける。

なお、会議開始後の傍聴は、原則として認めないが、会議の休憩時に傍聴の希望があり、会長が許可した場合はこの限りでない。

- (2) 傍聴の受付開始時に傍聴の希望者が傍聴定員を超えるときには、抽選により傍聴者を決定する。

### 第3 傍聴を許可しない者

次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を許可しない。

- (1) 凶器等、他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗・のぼり・プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

### 第4 傍聴者の守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てること等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 携帯電話の電源を切ること。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) 傍聴者は、係員の指示に従うものとする。
- (8) 会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
- (9) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

### 第5 違反者に対する措置

傍聴者が会議を傍聴するに当たりこの要領に違反したときは、会長はこれを制止し、なお、これに従わないときは、退場を命じることができることとする。

### 第6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、村長が定める。

### 附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

【様式省略】